

令和 8 年 2 月  
鹿嶋市都市整備部都市計画課

## 鹿嶋市建築物耐震改修促進計画の計画期間の延長について

鹿嶋市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（以下「耐震改修促進法」という。）」に基づく『鹿嶋市建築物耐震改修促進計画』を平成 22 年に策定、令和 4 年に計画改訂を行い、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第 6 条において、都道府県が定める耐震改修計画に基づき定めるものとされています。

現在、茨城県において定められている「茨城県耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月策定）」は計画期間を令和 7 年度までとしておりますが、国において「基本方針」の見直しが行われたのが令和 7 年度であるため、県計画が 1 年延長され、計画期間が令和 8 年度までとすることとなりました。それに伴いまして、本市においても耐震計画の計画期間を 1 年延長し、令和 8 年度までとします。

次回の『鹿嶋市建築物耐震改修促進計画』は、国及び県の見直し内容を踏まえ、令和 8 年度に策定予定です。

### <計画の延長期間>

現 計 画 期 間：令和 4 年度～令和 7 年度

変更後計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度